

4長行（情審）第1号
令和4年8月4日

長久手市長 吉田一平 様

長久手市情報公開審査会



公文書一部公開決定についての審査請求について（答申）

令和4年6月24日（4長行第150号）付けで諮問のありました下記の件
について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号 4長行（情審）第1号

(別紙)

諮問番号：4長行（情審）第1号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が、本件審査請求の対象となる公文書を公開することとした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 公開請求者（以下「請求者」という。）は、令和4年5月9日、長久手市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項に基づき、実施機関である市長（以下「実施機関」という。）に対し「リニモテラス公益施設」に関して、リニモテラス公益施設指定管理者であるリニモッテが応募書類として提出した申請書類のうち、様式2～5一式（以下「本件公文書」という。）の公開請求を行った。
- 2 実施機関は、令和4年5月30日、██████████株式会社に対して、条例第14条第1項に基づき、本件公文書の公開に関する意見照会書を送付した。██████████株式会社は、同年6月6日、会社名、所在地を除き公開に反対する意見書を実施機関に提出した。
- 3 実施機関は、令和4年6月10日、条例第6条第2号に定める個人に関する情報及び条例第6条第3号アに定める法人等事業活動情報であるとして、本件公文書のうち同日付け公文書一部公開決定通知書記載の「公開しないこととした部分」を非公開とし、その他の情報を公開する旨の公文書一部公開決定をし（以下「本件決定」という。）、同日付けで条例第14条第3項に基づき██████████株式会社に本件決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を通知した。
- 4 令和4年6月17日、██████████株式会社及び株式会社██████████（なお、同年7月8日付け補正）（以下「審査請求人ら」という。）は、市長に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく不服審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、併せて公開の実施の執行停止を申し立てた（同法第25条第2項）。本件審査請求において審査請求人らが主張する不服の対象たる情報は、「██████████株式会社（令和4年4月1日██████████株式会社に社名変更）ならびに株式会社██████████の貸借対照表および主要業務実績一覧」

的に認められる場合とはいえないので、[]株式会社ならびに株式会社 []の貸借対照表を公開することが妥当であると判断した。

3 主要業務実績一覧について

主要業務実績一覧に記載されている当該グループ（[]株式会社ならびに株式会社 []）の事業活動に関する情報は、ホームページ等に掲載されている内容又はそれらと同等の内容である。主要業務実績一覧に記載されている当該グループ以外の情報についても、業務名及び業務内容ともに一般に公にされている情報である。主要業務実績一覧は、過去の取組実績を簡潔にまとめたものであり、これらの情報が公開されても競合事業者に模倣され容易に流用され、今後の指定管理者の公募において審査請求人の地位が不利益になるとはいえない。

本件で、主要業務実績一覧を公にすることは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第3号ア）に該当しないものとして、主要業務実績一覧につき公開することが妥当であると判断した。

第5 審査会の判断

1 争点について

本件審査請求に係る情報（①審査請求人らの各貸借対照表、及び、②審査請求人らの各主要業務実績一覧（ただし、株式会社の主要業務実績一覧のうち受注額等に係る情報を除く。以下同様））が、条例第6条第3号アに定める非公開事由である法人等事業活動情報に該当するか否か。

2 指定管理者に選定された事業者の情報公開について

(1) 指定管理者の情報公開について

指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項）の選定に係る情報は、公の施設の管理を行うことの公共性から、その選定の過程及び選定理由につき市民に説明責任を負い、公開の要請が強い。

(2) 指定の申請をした事業者の情報公開について

指定の申請をした事業者の情報公開については、リニモテラス公益施設指定管理者募集要項12頁「3 申請書類の取扱い」において、(5)公表「申請書類等は、情報公開の対象となるため、情報公開の規定に基づき開示する場合があります。」として応募時に事業者に周知している。このように、指定管理者の公募に応じて提出した応募者の申請書類につ

いても公表することが予定されている。

また、審査請求人らは、リニモテラス公益施設指定管理者であるリニモッテが提出した申請書類のうち様式3-12「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」2具体的な取り組み(2)情報公開に関する考え方(要綱等)において、「個人情報保護を徹底する一方、市民の「知る権利」として情報公開は必要不可欠であると考えます。そのため当グループおよび本件提案書作成に協力した各社が有する著作権、意匠権など権利関係にあるものや特定のノウハウ、弊社と協力事業者との関係から派生する提案内容を除き、一般的な事項については公開する方向で検討します。」と記載している。とすると、共同事業体リニモッテの構成員である審査請求人らは、提出した申請書類が公文書として原則公開されることを前提に、リニモテラス公益施設の指定管理者として応募するために申請書類を提出したものといえる。

3 条例第6条第3号ア該当性について

- (1) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(条例第6条第3号ア)は非公開とされている。

その趣旨は、法人等の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があるところから、公にすることにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開としたことにある。具体的には、法人等の生産・技術販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で公にすることにより法人等の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

- (2) もっとも、条例第6条では、市が行う事業等の活動を説明する責務を全うし、市民参加による公正で開かれた市政を推進することの公益性に鑑み、公文書の公開を原則として義務付けている。

とすると、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(条例第6条第3号ア)とは、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められることが必要であると解される(最判平成23年10月14日集民238号57頁)。

4 ①審査請求人らの各貸借対照表について

- (1) 審査請求人らの各貸借対照表は、財務諸表に記載された金額及びその金額をもとに計算した各種指標の数値であり、法人の事業活動に関する

情報であると認められる。

- (2) 共同事業体リニモットの構成員である審査請求人らは、会社法上の株式会社である。

会社法第440条第1項により「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」と規定されている。

この点、公告方法を官報によるとした場合には、会社法計算規則（平成18年法務省令第13号）第138条から第142条までに定める貸借対照表の要旨を公告することで足りるとされている（会社法第939条第1項第1号）が、株式会社が定款において官報にて公告するものとしていた場合でも会社法第440条第2項により公告方法としてインターネット上のウェブサイトへ貸借対照表を掲載する方法をとることができ、この場合は要旨でなく全文の公開が必要となる。会社法は、貸借対照表の全文を公にすることを前提としており、官報に公告する場合には、その特性に応じて要旨による公告を認めているに過ぎないと解される。

- (3) 当審査会の調査によると、██████████株式会社の貸借対照表は、インターネット上のウェブサイトで、過去5年間分が全て公開されており、本件審査請求に係る2020年3月31日決算期の██████████株式会社の貸借対照表も公開されている。既に誰でも閲覧できる状況で公開されている貸借対照表を公開することにより、██████████株式会社の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえない。

株式会社██████████の貸借対照表は、当審査会の調査によっても、インターネット上のウェブサイト及び官報で公告されている事実は確認できなかった。しかし、株式会社██████████が、どのような公告方法によっていたとしても、会社法第440条が貸借対照表を公にすることを規定している以上、株式会社██████████の貸借対照表の全てを公開することにしても、株式会社██████████の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえない。

- (4) したがって、審査請求人らの貸借対照表は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には該当しないと判断する。

5 ②審査請求人らの各主要業務実績一覧について

- (1) 審査請求人らの各主要業務実績一覧は、法人である審査請求人らの主要業務の実績を記載したものであり、法人等の事業活動に関する情報であると認められる。

また、審査請求人らは、民間企業であり、その主要業務実績一覧については、一定の企業ノウハウにあたる情報が含まれる可能性がある。

そこで、審査請求人らの当該情報が開示されることによって当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるかを検討する。

(2) ██████████株式会社の主要業務実績一覧

██████████株式会社のホームページでは、PR館・行政等受託、指定管理事業のビジョンとして「地域の皆さまのお役に立てるよう、でんきの科学館をはじめとするPR館の運營業務、そして、そこで培ったノウハウを活かして、行政からの受託業務、指定管理業務などを展開しております。」と紹介されている。また、事業内容としてPR館運営受託、行政からの運営受託、指定管理業務について紹介されており、クリックすると各施設のホームページを閲覧でき、一般的に公開されている情報といえる。

ア 岐阜県先端科学技術体験センター

主要業務実績一覧記載の「業務名」については、██████████株式会社が岐阜県から指定を受けて岐阜県先端科学技術体験センターの指定管理業務を行っていることは、██████████株式会社のホームページ上で紹介されている。

同じく「業務内容」については、岐阜県のホームページでも岐阜県先端科学技術体験センター指定管理者募集要項に施設の概要として、場所が岐阜県瑞浪市であること、発注者が岐阜県であること、施設の内容として敷地面積、建設面積、延床面積、施設ごとの収容人数、入館者数の推移が記載されている。指定管理料は初年度の上限が161,237千円とされ、指定管理期間が、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）であることも公開されている。またこれらの内容は、岐阜県先端科学技術体験センターサイエンスワールドのホームページでも公開されている。

したがって、主要業務実績一覧に記載されている内容は、いずれも██████████株式会社又は岐阜県のホームページで公開されている内容であり、広く一般人が知ることのできる内容であることから、当該情報が開示されることによって██████████株式会社の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

イ でんきの科学館・川越電力館・碧南電力館及び、知多電力館

主要業務実績一覧記載の「業務名」については、██████████株式会社
がでんきの科学館、川越電力館、碧南電力館及び、知多電力館の
運営受託をしていることは、██████████株式会社のホームページ上
の事業内容として紹介されている。

同じく「業務内容」については、各施設のホームページから施設の
場所は明らかである。██████████株式会社が、██████████株式会社か
ら各施設の運営受託を受けていることはホームページ上で明らかにさ
れている。入館者数や面積は、各施設のホームページでもある程度明
らかにされている。

同じく「備考」については、受注額を非開示としている。受注額を開
示した場合については法人の競争上の地位を害するおそれがあるもの
の、受注額を非開示としていること自体を公開しても、██████████
株式会社の競争上の地位を害するとはいえない。

したがって、主要業務実績一覧に記載されている内容は、██████████
██████████株式会社若しくは各施設のホームページで公開されている内容で
あり、広く一般人が知ることのできる内容であるか、又は、公開して
も競争上の地位を害するおそれのない情報であることから、当該情報
が開示されることによって██████████株式会社の競争上の地位その
他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、
該当しないと判断する。

ウ 体感！しだみ古墳群ミュージアム

主要業務一覧記載の「業務名」については、██████████株式会社
が名古屋市から指定を受けて体感！しだみ古墳群ミュージアムの指定
管理業務を行っていることは、██████████株式会社のホームペー
ジで事業内容として紹介されている。

同じく「業務内容」については、名古屋市のホームページをみると、
指定管理者がしだみの里守グループであること、来館者数が令和元年
度で154,591人であることや指定管理料が年間112,114
千円であること、指定管理期間は平成31年4月から令和6年3月で
あることが記載されている。これらの情報は、体感！しだみ古墳群ミ
ュージアムのホームページでも公開されている。

同じく「備考」については、██████████株式会社がしだみの里守
グループの代表企業であることは、歴史の里しだみ古墳群の施設案内
のホームページのお問い合わせ先に掲載され公開されている情報であ
る。

したがって、主要業務実績一覧に記載されている内容は、いずれも株式会社又は名古屋市等のホームページで公開されている内容であり、広く一般人が知ることのできる内容であることから、当該情報が開示されることによって株式会社の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

エ 以上のことから、株式会社の主要業務実績一覧記載の情報を公開しても「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例6条第3号ア）とはいえない。

(3) 株式会社 の主要業務実績一覧
株式会社の業務内容として、同社のホームページからダウンロードできる会社案内（以下、単に「会社案内」という。）では、公園緑地、動植物園、自然公園の計画・設計、地域活性化、まちづくりに係る計画、ワークショップ等支援、集客交流施設の運営（指定管理等）、イベントの企画運営等が掲載されている。

ア 緑化フェア会場基本設計

株式会社 の会社案内では、業務内容として、公園緑地、動植物園、自然公園の計画・設計が掲載されている。また、ホームページ上の記事として第37回全国都市緑化ひろしまフェア「ひろしまはなのわ2020」について、広島市で開催された全国都市緑化フェアで創作した「はなのわ花壇」では、旧広島市民球場跡地のスタンドの形状に沿って造成した立体花壇を設計したこと、植栽デザインでは、ミックスボーダーガーデンの植栽手法に日本庭園の景観演出手法を組み合わせた、新しい試みを行ったことが掲載されている。

他方、主要業務実績一覧記載の「業務名」及び「業務内容」については、全国緑化フェア会場のグランドコンセプト及び会場計画にかかる設計業務及び植栽管理業務といった業務の名称を記載したものにすぎない。当該情報によっても、管理手法等のノウハウ等が記載されているものではない。しかも、株式会社が全国都市緑化ひろしまフェアの業務を行ったことはホームページ上に具体的に記載されている。したがって、当該情報を公開しても株式会社の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、

該当しないと判断する。

イ T動物園ライオン舎及びパドック実施設計

株式会社[]の会社案内では、業務内容として、動植物園の運営が掲載されている。それ以外に、ホームページ上には、T動物園ライオン舎及びパドック実施設計についての具体的な記載は見当たらない。

他方、主要業務実績一覧記載の「業務名」及び「業務内容」については、T動物園ライオン舎の実施設計及び、パドックの実施設計業務といった業務の名称を記載したものにすぎない。当該情報によっても、取引の相手方は明らかでなく、かつ、設計手法等のノウハウ等が記載されているものではない。しかも、株式会社[]が動植物園の運営の業務に携わっていること自体は、ホームページで公開されている。したがって、当該情報を公開しても株式会社[]の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

ウ 県営広域公園路等実施設計

株式会社[]の会社案内では、業務内容として、公園緑地、自然公園の計画が掲載されている。それ以外に、ホームページ上には、県営広域公園路等実施設計についての具体的な記載は見当たらない。

他方、主要業務実績一覧記載の「業務名」及び「業務内容」については、県営広域公園の再整備に伴う実施設計業務という業務の内容を一般的抽象的に記載したものにすぎない。当該情報によっても、取引の相手方は明らかでなく、かつ、設計手法等のノウハウ等が記載されているものではない。しかも、株式会社[]が公園緑地、自然公園の計画の業務に携わっていること自体は、ホームページで公開されている。したがって、当該情報を公開しても株式会社[]の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

エ 国立公園集団施設地区基本設計

株式会社[]の会社案内では、業務内容として、公園緑地、自然公園の計画が掲載されている。それ以外に、ホームペ

ージ上には、国立公園集団施設地区基本設計についての具体的な記載は見当たらない。

他方、主要業務実績一覧記載の「業務名」及び「業務内容」については、国立公園における交流拠点施設及び外構部の基本設計業務という業務の内容を一般的抽象的に記載したものにすぎない。当該情報によっても、取引の相手方は具体的には明らかでなく、かつ、設計手法等のノウハウ等が記載されているものではない。しかも、株式会社[]が公園緑地、自然公園の計画の業務に携わっていること自体は、ホームページで公開されている。したがって、当該情報を公開しても、株式会社[]の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

オ 県営公園再整備マスタープラン策定業務委託

株式会社[]の会社案内では、業務内容として、公園緑地、自然公園の計画が掲載されている。それ以外に、ホームページ上には、県営公園再整備マスタープラン策定業務委託についての具体的な記載は見当たらない。

他方、主要業務実績一覧記載の「業務名」及び「業務内容」については、C県の県営公園再整備にむけたマスタープラン策定業務という業務の内容を一般的抽象的に記載したものにすぎない。当該情報によっても、取引の相手方は明らかでなく、かつ、設計手法等のノウハウ等が記載されているものではない。しかも、株式会社[]が公園緑地、自然公園の計画の業務に携わっていること自体は、ホームページで公開されている。したがって、当該情報を公開しても株式会社[]の競争上の地位その他正当な利益が害されるはといえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

カ S緑地における植生調査

株式会社[]の会社案内では、業務内容として、公園緑地業務が掲載されている。それ以外にホームページ上には、S緑地における植生調査についての具体的な業務についての記載は見当たらない。

他方、主要業務実績一覧記載の「業務名」及び「業務内容」については、S緑地公園における長寿命化に関する植生調査業務という業務の

名称を一般的抽象的に記載したものにすぎない。当該情報によっても取引の相手方は明らかでなく、かつ、調査手法等のノウハウ等が記載されているものではない。しかも、株式会社 [REDACTED] が公園緑地業務に携わっていること自体は、ホームページで公開されている。したがって、当該情報を公開しても株式会社 [REDACTED] の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

キ JR勝川駅前商業施設の設計及び管理業務

株式会社 [REDACTED] の会社案内では、業務内容として、地域活性化、まちづくりに係る計画、ワークショップ等支援、集客交流施設の運営(指定管理等)、イベントの企画運営等が掲載されている。

また、株式会社 [REDACTED] のホームページでは、「ままま勝川」の施設の設計を担当し、竣工後は施設の運営や植栽管理の手伝いを行っていることが、「ままま勝川」はJR勝川駅から徒歩5分程の所に位置する、カフェなどが入る中庭式の建物で、「勝川がますます楽しいまちに変わっていく!!」ことを目的に、勝川エリア・アセット・マネジメント株式会社がまちづくり活動と一体的に運営されている施設です。[REDACTED] が施設の設計を担当し、竣工後は施設の運営や植栽管理のお手伝いをさせて頂いております。」と紹介されている。

他方、主要業務実績一覧記載の「業務名」及び「業務内容」については、JR勝川駅前商店街内の商業施設のリニューアル(実施設計)及びイベントなどの運営業務、植栽演出などの管理業務という業務の名称を一般的抽象的に記載したものにすぎない。業務の対象がJR勝川駅近くの商業施設であること、業務の内容が、施設の設計を担当し、施工後は施設の運営や植栽管理の手伝いを行っていることはホームページで公開されている。したがって、当該情報を公開しても株式会社 [REDACTED] の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

ク U動物園 動物園ホール基本設計業務

株式会社 [REDACTED] の会社案内では、業務内容として、動植物園の計画・設計が挙げられている。それ以外に、ホームページ上には、U動物園動物園ホール基本設計業務についての具体的な記載

は見当たらない。

他方、主要業務実績一覧記載の「業務名」及び「業務内容」については、U動物園のホール基本設計業務という業務の名称を一般的抽象的に記録したものにすぎない。当該情報によっても、取引の相手方は明らかでなく、かつ、設計手法等のノウハウ等が記載されているものではない。しかも、株式会社[]が動物園の計画・設計に携わっていること自体は、ホームページで公開されている。したがって、当該情報を公開しても株式会社[]の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

ケ JR勝川駅前商業施設の改修及び管理運営業務

株式会社[]の会社案内では、業務内容として、「地域活性化、まちづくり、都市づくりに係る計画・ワークショップ等支援」が掲載されている。ホームページ上の具体的な記事としては、JR勝川駅北に位置するネクシティパレットビルのリニューアルについて、「ネクシティパレット リニューアルオープンイベント」、「JR勝川スグのネクシティパレットの1Fがコミュニティを育む商業施設「COMET (コミート)」として生まれ変わります！」等の記事が掲載されている。

他方、主要業務実績一覧記載の「業務名」及び「業務内容」については、JR勝川駅前商業施設の実施設業務及びテナントを含めた企画運営、外構部の設計監理という業務の名称を一般的抽象的に記載したものにすぎない。株式会社[]がJR勝川駅近くの商業施設の運営に関わりがあることを推知させる記事はホームページで公開されているし、業務内容の記載についても、企業ノウハウにあたる記載はない。したがって、当該情報を公開しても株式会社[]の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

コ 体感！しだみ古墳群ミュージアム

主要業務実績一覧記載の「業務名」について、しだみの里守グループが名古屋市の指定を受けて、体感！しだみ古墳群ミュージアムの指定管理業務を行っていることは、名古屋市のホームページに掲載されている。また、株式会社[]の会社沿革では平成

31年4月に歴史の里しだみ古墳群の指定管理を開始したことが掲載されている。

同じく「業務内容」については、株式会社[]のホームページの[]の掲示板イベント情報において、株式会社[]が毎月1回歴史講座を企画し、埴輪づくり、ミニ古墳づくり、野営イベント等が行われていることが掲載されている。指定管理業務運営期間が「平成31年4月から令和6年3月であることは名古屋市のホームページに掲載されている。

同じく「備考欄」については、株式会社[]（現在の株式会社[]）がしだみの里守グループの構成企業であることは、名古屋市のホームページに掲載されている。

したがって、主要業務実績一覧に記載されている内容は、いずれも株式会社[]又は名古屋市のホームページで公開されている内容であり、広く一般人が知ることのできる内容であることから、当該情報が開示されることによって株式会社[]の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

サ あい農パーク春日井

主要業務実績一覧記載の「業務名」については、春日井市のホームページにおいて、T・I・Tふれあい農園共同体（代表団体株式会社[] 構成団体[]株式会社・株式会社[]）があい農パーク春日井ふれあい農業公園の指定管理者に選定されたことが掲載されている。また、株式会社[]のホームページの会社沿革では、令和元年11月にあい農パーク春日井（春日井市ふれあい農業公園）の指定管理を開始したことが掲載されている。

同じく「業務内容」については、春日井市のホームページの指定管理者募集の仕様書において、運営業務・維持管理業務・その他の業務が詳細に示されている。また、株式会社[]のホームページでは、農業公園の運営について、収穫のみの体験といった気軽なものから、種まきから収穫までのすべての農作業（安納芋の種付けと収穫等）を行うプログラム、そして農や食に関わる様々なイベント（サツマイモのつるで作るクリスマスリースづくり等）の開催が掲載されている。

管理運営体制が共同事業体（T・I・Tふれあい農園共同体）である

ことや管理業務運営の期間も指定管理期間として、春日井市のホームページの指定管理者募集の仕様書において、平成31年11月1日から平成36年3月31日までと掲載されている。

したがって、主要業務実績一覧に記載されている内容は、いずれも株式会社[]又は春日井市のホームページで公開されている内容であり、広く一般人が知ることのできる内容であることから、当該情報が開示されることによって株式会社[]の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

よって、当該情報は、条例第6条第3号アに定める非公開事由には、該当しないと判断する。

シ 以上のことから、株式会社[]の主要業務実績一覧記載の情報を公開しても「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第3号ア）とはいえない。

6 結論

よって、本件審査請求に係る情報は、いずれも条例第6条第3号アに定める非公開事由である法人等事業活動情報に該当しないので、本件決定は妥当である。

第6 答申に関与した委員の氏名

岩崎友就委員、土方義信委員、神下美輝子委員、戸田正彦委員、水谷泰子委員

第7 調査審議の経過

- 1 令和4年6月24日 諮問
- 2 令和4年6月29日 口頭説明・審議
- 3 令和4年8月4日 審議・答申